

令和 7 年度前橋市各種スポーツ競技大会壮行金交付要項

令和 7 年 4 月 1 日から適用

取扱担当課

前橋市役所スポーツ課（3 階）電話 0 2 7 - 8 9 8 - 6 9 9 0（直通）

0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 1 1（内線 4 0 3 9）

本壮行金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	オリンピック競技大会をはじめスポーツ大会に市民が出場する機会を捉え、選手・監督等に壮行金を交付して活躍を支援することを目的とします。
内 容	交付対象者 スポーツ大会に出場する団体（チーム）又は個人のうち、前橋市内在住の選手・監督等 暴力団排除のため、以下の要件を記載します。 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

対象大会		対象基準	交付金額 (一人当たり)
A	オリンピック	オリンピック・パラリンピック・デフリンピック	100,000円
B	国際大会①	国際競技連盟、国際パラリンピック委員会が主催する世界選手権大会、世界ジュニア選手権大会、ワールドカップ。アジアオリンピック評議会、アジアパラオリンピック評議会が主催するアジア競技大会及びアジアパラ競技大会。国際大学スポーツ連盟が主催するユニバーシアード大会。オリンピック・パラリンピック組織委員会が主催するオリンピックプレ大会。	30,000円
C	国際大会②	上記以外の5カ国以上出場する大会	10,000円
D	全国大会①	国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会	8,000円
E	全国大会②	文部科学省、日本スポーツ協会加盟団体（中央競技団体及び（公財）日本パラスポーツ協会）及び日本オリンピック委員会正加盟競技団体が主催する当該競技の全国大会。	6,000円
F	全国大会③	E以外の全国大会及び市長が特に認めた全国に準じる大会。	4,000円

	交付条件	1 対象大会となる条件は次のいずれかに該当するものとします。 (1) 県大会等予選を経て出場するもの (2) 大会の実施要項等で規定の標準記録等に到達して出場するもの (3) 競技団体等の推薦・選抜等を経て出場するもの 2 本市在住の方（本市在住の定義は申請日に本市に住民登録していることとします）。 3 団体競技に出場するチームの人数は、当該大会の要項に定められた人数までとします。また、大会要項の団体構成員に監督等の記載がある場合、監督等については1チーム1名のみ交付対象とします。 4 E及びFの基準に該当する大会でも小学校体育研究会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟が主催者に含まれている場合は、交付の対象外とします。ただし、クラブチーム等での出場、かつ本市から補助を受けていない場合は対象とします。
交付 手 続 等	申請期限	大会出場決定日から大会開催終了後14日以内に、次の書類により申請してください。
	提出書類	1 壮行金交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 大会開催要項 3 大会参加者名簿等出場がわかるものの写し 4 予選大会の結果、出場条件を得たことがわかるものの写し 5 団体申請の場合は選手の住所氏名がわかる名簿 6 口座振替申出書（様式第2号） 7 委任状（様式第3号）※口座名義が申請者と異なる場合 申請者は該当大会に出場する団体の代表者（監督等）又は個人（未成年の場合は保護者）とします。
	交付決定	申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定します。
	支払方法	口座振替とします。振込先は団体口座又は個人口座とします。振込先の口座名義が団体名等又は申請者と異なる場合は、委任状（様式第3号）を提出してください。

交付決定の取消し又は壮行金の返還	1 次の場合は、壮行金の交付決定が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、壮行金を返還しなければなりません。 (1) 壮行金の交付を受けた後、壮行金の交付決定を取り消された場合 (2) 事前に大会が中止になった場合 (3) 自己都合により未出場の場合
-------------------------	--